

議案第 60 号

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

桐生市福祉医療費助成条例(平成 19 年桐生市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「電子資格確認」を「電子資格確認等」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 この条例において「資格確認書等」とは、健康保険法第 51 条の 3 第 1 項に規定する書面又は同条第 2 項の規定により同条第 1 項の厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものをいう。

第 3 条第 2 項第 3 号中「及び」を「又は」に改める。

第 4 条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

第 1 項の規定にかかわらず、前条第 1 項第 2 号又は第 6 号に該当する受給者(以下「障害受給者」という。)が第 7 条第 2 項の規定により健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)第 58 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを示さなかったときは、次の各号に係る福祉医療費を支給しない。

第 5 条第 2 項中「に基づく」を「による」に改める。

第 6 条第 4 項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第 7 条中「電子資格確認又は被保険者証等の提示」を「電子資格確認等、資格確認書等の提示又はその他被保険者資格を確認できると認められる方法」に改め、同条後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 障害受給者は、第 4 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に係る福祉医療費の支給を受けようとするときは、前項の確認を受ける際に、健康保険法施行規則第 58 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを電子資格確認等又は減額認定証若しくは資格確認書等の提示若しくは表示により示さなければならない。

第 8 条第 1 項中「に基づき」を「により」に、「受給者証を提示して、医療」を「医療」に改め、同条第 2 項中「に基づく」を「による」に改め、同条第 3 項中「に基づく」を「による」に改める。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「この場合の福祉医療費の支給対象額は、第 4 条各項のとおりとする。」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、福祉医療費の支給対象額は、第 4 条各項のとおりとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 60 号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の中で、健康保険法等が改正されたことに伴い、桐生市福祉医療費助成条例について所要の改正を行うものです。